



電気・ガス価格激変緩和対策事業について

平素より伊万里ガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。
当社は、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」（以下、「本事業」といいます。）に採択されましたことをお知らせいたします。

1.概要

本事業は、都市ガスのご使用量に応じた料金の値引きを行い、ご家庭・企業などを支援するものです。

当社は、2025年1月使用分（2月検針分）以降、国が指定する単価分値引きした料金にてご請求を行います。

なお、本件に関して、お客さまご自身でのお手続きや当社へのお申込みは不要です。

※本事業の概要は経済産業省の特設サイトにてご確認ください。

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/>

2.対象となるお客さま

当社の都市ガスをご契約されているお客さま

※ガスについて、年間契約使用量が1,000万 m^3 以上のお客さまは対象外となります。

3.対象期間

2025年1月使用分（2月検針分）～2025年3月使用分（2025年4月検針分）まで

4.国が定める値引き単価

2025年1月使用分（2月検針分）～2025年3月使用分（4月検針分）まで

都市ガス料金 10.0円/ m^3 (税込)

2025年3月使用分（4月検針分）まで

都市ガス料金 5.0円/ m^3 (税込)

5.値引き例

2025年1月使用分（2月検針分）～2025年3月使用分（4月検針分）の場合

都市ガスのご使用量50 m^3 の場合

50 m^3 ×10円(税込) = 月 500円(税込)の値引

2025年3月使用分（4月検針分）の場合

都市ガスのご使用量50 m^3 の場合

50 m^3 ×5円(税込) = 月 250円(税込)の値引